龍ケ崎市プロポーザル選定委員会条例をここに公布する。 令和5年12月22日

龍ケ崎市長 萩 原 勇

龍ケ崎市条例第42号

龍ケ崎市プロポーザル選定委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市が発注する売買、貸借、請負その他の契約に係る業務(以下「業務」という。)のうち、性質又は目的が価格のみによる競争に適さないと市長が認める場合において、事業者から当該業務に関する提案を求め、専門性、技術力、企画力等を総合的に判断し、最も優れた提案を行った者(以下「優先交渉権者」という。)を選定する方式(以下「プロポーザル方式」という。)における審査等を公平かつ公正に行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、龍ケ崎市プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 委員会は、プロポーザル方式を実施する業務ごとに設置するものとし、委員会の運営に関し必要な事項は委員会ごとに市長が別に定めるものとする。

(所掌事務)

- 第3条 委員会は、市長の求めに応じ、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 優先交渉権者の選定に係る評価基準に関すること。
 - (2) 優先交渉権者の選定に係る審査及び評価に関すること。
 - (3) 優先交渉権者の選定に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、委員5人以上をもって組織する。

(委員)

- 第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 市の職員
 - ③ 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

- 2 委員の任期は、前項の規定による委嘱又は任命の日から優先交渉権者が選定される日までとする。 (委員長及び副委員長)
- 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議は、市長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることが できる。

(中立の保持)

第8条 委員は、プロポーザル方式に参加する特定の者の利益又は不利益となる行為をしてはならない。

(守秘義務)

第9条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、プロポーザル方式を実施する業務を所管する課等において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、プロポーザル方式の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行し、同日以後にプロポーザル方式による手続を開始する業務について適用する。
 - (龍ケ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 龍ケ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年龍ケ崎市条例第110号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前					
別表第1(第1条関係)				別表第1(第1条関係)						
職名		報酬の額			職名	職名		報酬の額		
			┐ ┃		省 略 				1	
入札等監視委員会	委員長	日額 6,800円			入札等監視委員会	委員長	日額	6,800円		
	委員	日額 6,300円				委員	日額	6,300円		
プロポーザル選定 <u>委員会</u>	<u>委員長</u>	日額 4,800円			最上位計画策定審 議会委員	会長	日額	4,800円		
	<u>委員</u>	日額 4,400円				委員	日額	4,400円		
最上位計画策定審 議会委員	会長	日額 4,800円			 省	 文				
	委員	日額 4,400円				T				
省 略			_ 							